

第16期 第39回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 令和2年 8月28日(金) 午後1時30分～午後2時40分

2 場所： 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員
(※推進委員は出席委員数にカウントしない)

東部地区		
西部地区		

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局 長：浜本 亨 班 長：赤嶺 文隆

主 査：仲宗根 翔 主任主事：大城 匠人

6 議事録署名委員： 當間 康由 ・ 當銘 博

7 現場調査日時： 令和2年8月25日(火) 午後3時30分～午後5時

10. 会議の内容

会長	<p>第16期豊見城市農業委員会第39回総会を開会いたします。</p> <p>(午後1時30分) 開会</p>
会長	<p>本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。</p> <p>会期は、本日1日限りといたします。</p> <p>本日の出席委員は8名中8名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第8番委員の當間康由委員と第2番委員の當銘博委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗根主査を指名します。</p> <p>本日提案された議案等についての現場調査(11件)を行ってから審議に移る予定でしたが、新型コロナウイルス対策で、今回は事務局職員で調査を行っております。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2枚目の現場調査一覧表を御確認ください。今回、転用許可申請が提出された土地11件について現場確認を行いました。番号1番から6番及び9番、10番の案件については現在休耕状態で違反転用は見受けられませんでした。</p> <p>番号7番及び8番は既にアスファルト舗装がされ、駐車場として利用されていたことから、違反転用案件として始末書を受領しています。</p> <p>番号11番は一部駐車場として利用されていますが、その箇所は過去に分筆前の地番で同じ利用目的で転用許可を受けていることから、違反転用とはみなさず始末書も受領していません。周辺地への影響については、各申請の排水処理計画や境界線上の被害防除策等により、特に問題ないと考えられます。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、これより報告案件に入ります。初めに報告第243号について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案書の2、3ページをお開きください。</p> <p>報告第243号「農地転用後の利用状況の報告について」</p> <p>11件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご</p>

報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 243 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 244 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 5 ページをお開きください。
報告第 244 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご
報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 244 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
してお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 245 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 7、8 ページをお開きください。
報告第 245 号「現況証明願いについて」
8 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたし
ます。
以上です。

会長 ただいまの報告第 245 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
してお願いいたします。
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 246 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 246 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 246 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に議案案件に入ります。議案第 129 号について審議します。事務局の
説明をお願いいたします。

事務局 初めに議案書の修正をお願いします。議案書の 13 ページをお開きください。
整理番号 6 番につきまして、権利を設定又は移転しようとする理由の欄が経営
開始となっておりますが、正しくは経営拡大となりますので、ご修正のほどお
願いします。
それでは議案第 129 号について説明いたします。議案書の 12 ページをお開き
ください。
議案第 129 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は 7 件の申請が
ございました。
整理番号 1 番につきまして、議案書の 15 ページをお開きください。申請のあ
りました豊見城市字嘉数東原 510 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の
各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。
次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 17 ページをお開きください。申請
のありました豊見城市字嘉数東原 510 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2
項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。
次に整理番号 3 番につきまして、議案書の 19 ページをお開きください。申請
のありました豊見城市字渡嘉敷太田原 303 番 2 につきましては、農地法第 3 条
第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。
次に整理番号 4 番につきまして、議案書の 22 ページをお開きください。申請

のありました豊見城市字金良東原 231 番 2、258 番 1、後原 327 番 2 及び 327 番 5 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号 5 番につきまして、議案書の 24 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字根差部前原 503 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号 6 番につきまして、議案書の 26 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字伊良波浜原 663 番 4 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号 7 番につきまして、議案書の 29 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字伊良波西原 531 番、532 番、浜原 660 番 2 及び 663 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。議案第 129 号について 1 件ずつ審議しますが、整理番号 1 番と 2 番、それから 3 番と 4 番、そして 6 番と 7 番は関連事案ですので一括して審議します。

それでは整理番号 1 番と 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

休憩します。

休憩 午後 1 時 40 分

再開 午後 1 時 42 分

会長

再開します。

これより採決に移りたいと思いますが、よろしいですか。

では、整理番号 1 番と 2 番については農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番と 2 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 3 番と 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手

をお願いいたします。

休憩します。

休憩 午後 1 時 43 分

再開 午後 1 時 58 分

会長

再開します。

整理番 3 番と 4 番については、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 3 番と 4 番については農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番と 4 番については許可することに決定しました。

続いて整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。質疑ないでしょうか。

質疑なしと認めて、採決に移ります。

整理番号 5 番について農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番については許可することに決定します。

続いて整理番号 6 番と 7 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決に移ります。

整理番号 6 番と 7 番について農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(はいの声あり)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 6 番と 7 番については許可することに決定しました。

次に議案第 130 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 31 ページをお開きください。

議案第 130 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」

1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。

整理番号 1 番につきまして、38 ページをお開きください。申請のあった土地は上田西後原 353 番 4、転用目的は農家住宅。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 130 号について説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。

議案第 130 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、議案第 130 号については農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第 130 号については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に議案第 131 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 40、41 ページをお開きください。

議案第 131 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

10 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。

整理番号 1 番につきまして、47 ページをお開きください。申請のあった土地は翁長浜崎原 856 番 5、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、50 ページをお開きください。申請のあった土地は翁長浜崎原 856 番 2、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、53 ページをお開きください。申請のあった土地は翁長浜崎原 856 番 4、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、56 ページをお開きください。申請のあった土地は翁長浜崎原 856 番 3、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 1 番から 4 番までは隣接しており、一体利用となります。

次に整理番号 5 番につきまして、63 ページをお開きください。申請のあった土地は饒波東原 275 番 4、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 6 番につきまして、69 ページをお開きください。申請のあった土地は高安後原 956 番 1、転用目的は修理場・資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 7 番につきまして、76 ページをお開きください。申請のあった土地は与根南浜崎原 531 番 9 及び 531 番 2、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 8 番につきまして、84 ページをお開きください。申請のあった土地は与根南浜崎原 509 番、転用目的は自動車整備場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 9 番につきまして、87 ページをお開きください。申請のあった土地は与根南浜崎原 509 番 2、転用目的は自動車整備場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

整理番号 8 番と 9 番は隣接しており、一体利用となります。

次に整理番号 10 番につきまして、94 ページをお開きください。申請のあった土地は与根南浜崎原 504 番 7、転用目的は進入路・仮設事務所。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 131 号について説明は以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

議案第 131 号については 1 件ずつ審議しますが、整理番号 1 番から 4 番まで、それから整理番号 8 番と 9 番はそれぞれ関連しますので、一括して審議します。それでは整理番号 1 番から 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思います。

整理番号 1 番から 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番から 4 番までは許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

続いて整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認め、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、整理番号 5 番については農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 6 番については農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 6 番については許可相当として沖縄県知

事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 7 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 7 番については農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 7 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 8 番と 9 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 8 番と 9 番について農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 8 番と 9 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

続いて整理番号 10 番については委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 10 番について農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 10 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

続いて協議第 39 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それではお手元の議案書の 95 ページ、96 ページをお願いいたします。

農地利用集積計画の作成に係る意見決定について、照会ということで令和 2 年 8 月 13 日、豊経建農第 1061 号で豊見城市長山川仁より豊見城市農業委員会会

長宛てで照会の文書が来ております。なお、中身の詳細についてはですね、主管課であります農林水産課のほうから説明いたしますので、よろしく願いします。

農林水産課

こんにちは。農林水産課農政班、大城です。

今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が3件ございますので、それぞれ説明したいと思います。資料の98ページをお願いいたします。

まず初めに、R2-5についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は保栄茂946番2で、面積は574㎡、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から令和8年9月まで。借賃については、年額3万円を毎年9月末までに口座振込することとなっております。

資料100ページをお願いいたします。

次にR2-6についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は伊良波574番2、面積1,003㎡。伊良波574番3、面積193㎡。伊良波574番4、面積140㎡。伊良波574番5、面積334㎡、面積計1,670㎡。設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から令和3年7月まで。借賃については、もう既に7万5,000円を支払い済みとのことでございます。

資料102ページをお願いいたします。

次にR2-7についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりとなっております。利用権を設定する農地の地番は与根111番1で、面積は1,747㎡。設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から10年となっております。

以上でございます。

会長

ありがとうございます。では、協議第39号について説明が終わりました。協議第39号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

8番委員

●●●さん、今年新規就農で選ばれたんですか。

事務局

いやまだ今、今回申請中で今から…。新規就農はうちで、●●●さんは那覇市の方なので。

8番委員

畑はこっちだから。

事務局

そうですね。こちらで新規就農をやります。

8 番委員 私のところでも働いているから。

事務局 はいはい。

会長 いいですか、當間委員。

8 番委員 はい。

会長 ほかにいらっしゃいませんか。はい、啓一委員。

7 番委員 ●●●さんが●●さんから借りているんですけど、もうあと1年もないですね。どうしてですか。

事務局 ちょっとこちらの件も確認したんですけども、前回借りた方も一年一年で更新していると。農地を見ても分かるように、既に耕作はされていて、ただ権利設定はされていない状況があった。本当はもう少し前のほうから契約は相対ではやっていたんですけど、きちんと今、契約をしたいと。次からはまた延ばせるように交渉していきたいという話を伺っています。

会長 よろしいですか。では、ほかにまだ。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、これより採決します。
協議第 39 号について豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長 ご異議なしとのことですので、協議第 39 号については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。
大城さん、どうもありがとうございました。
では以上をもちまして、本日の議案の議事日程を全て終了いたしました。
大変ありがとうございます。委員の皆様には、提案された議事日程に対して丁重で真摯なご意見とご審議をいただきまして、ありがとうございます。

これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和2年8月28日（金）
午後2時40分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子



8 番委員

菅野 隆



2 番委員

高橋 博

